

『平成9年度から26年度までのもの』

三重県手数料条例 (平成十二年三月二十四日三重県条例第四号)

(手数料の名称、金額等)

第二条 前条の規定により手数料を徴収する事務、手数料の名称及び金額は、別表第一のとおりとする。この場合において、当該手数料の金額は、当該各項に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては一件につき、それぞれ当該各項に掲げる額とする。

2 手数料の金額について最高又は最低の範囲を定めたものは、規則においてその額を定める。

3 別表第二十の上欄に掲げる事務について中欄に掲げる手数料は、それぞれ同表の下欄に掲げる機関の定めるところにより、当該機関に納付するものとし、納付された手数料は当該機関の収入とする。

別表第一(第二条関係)

項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額
二百四十八	漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)第十条第一項の規定に基づく漁船の登録の申請に対する審査(国又は地方公共団体の申請に係るものを除く。以下この項から二百五十二項までにおいて同じ。)	漁船登録申請手数料	無動力漁船にあつては一隻につき四千六百円、総トン数二十トン未満の動力漁船にあつては一隻につき六千九百円、総トン数二十トン以上百トン未満の動力漁船にあつては一隻につき七千四百円、総トン数百トン以上の動力漁船にあつては一隻につき七千九百円
二百四十九	漁船法第十二条第三項の規定に基づく漁船の登録票の再交付	漁船登録票再交付手数料	一隻につき二千四百円
二百五十	漁船法第十三条の規定に基づく漁船及び登録票の検認	漁船検認手数料	一隻につき三千六百円
二百五十一	漁船法第十七条第一項の規定に基づく漁船の変更の登録の申請に対する審査	漁船登録変更申請手数料	無動力漁船にあつては一隻につき二千三百円、総トン数二十トン未満の動力漁船にあつては一隻につき三千四百円、総トン数二十トン以上百トン未満の動力漁船にあつては一隻につき三千七百円、総トン数百トン以上の動力漁船にあつては一隻につき四千元

『平成27年度以降』

三重県手数料条例 (平成十二年三月二十四日三重県条例第四号)

(手数料の名称、金額等)

第二条 前条の規定により手数料を徴収する事務、手数料の名称及び金額は、別表第一のとおりとする。この場合において、当該手数料の金額は、当該各項に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては一件につき、それぞれ当該各項に掲げる額とする。

2 手数料の金額について最高又は最低の範囲を定めたものは、規則においてその額を定める。

3 別表第二十の上欄に掲げる事務について中欄に掲げる手数料は、それぞれ同表の下欄に掲げる機関の定めるところにより、当該機関に納付するものとし、納付された手数料は当該機関の収入とする。

別表第一(第二条関係)

項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額
二百四十八	漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)第十条第一項の規定に基づく漁船の登録の申請に対する審査(国又は地方公共団体の申請に係るものを除く。以下この項から二百五十二項までにおいて同じ。)	漁船登録申請手数料	無動力漁船にあつては一隻につき五千五百円、総トン数二十トン未満の動力漁船にあつては一隻につき七千七百元、総トン数二十トン以上百トン未満の動力漁船にあつては一隻につき八千二百円、総トン数百トン以上の動力漁船にあつては一隻につき八千六百元
二百四十九	漁船法第十二条第三項の規定に基づく漁船の登録票の再交付	漁船登録票再交付手数料	一隻につき三千百円
二百五十	漁船法第十三条の規定に基づく漁船及び登録票の検認	漁船検認手数料	一隻につき四千四百円
二百五十一	漁船法第十七条第一項の規定に基づく漁船の変更の登録の申請に対する審査	漁船登録変更申請手数料	無動力漁船にあつては一隻につき二千九百円、総トン数二十トン未満の動力漁船にあつては一隻につき四千元、総トン数二十トン以上百トン未満の動力漁船にあつては一隻につき四千五百円、総トン数百トン以上の動力漁船にあつては一隻につき四千八百円